

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第2号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に規定する個人情報の保護に関すること。</p> <p>(23)～(31) 略</p> <p>(32) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第<u>1項ただし書若しくは第2項又は第9条第2項若しくは第4項の承認</u>をすること。</p> <p>(33)～(40) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) <u>香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）</u>に規定する個人情報の保護に関すること。</p> <p>(23)～(31) 略</p> <p>(32) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第2項の承認又は職員の定年等に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第1号）第5条第1項の承認をすること。</p> <p>(33)～(40) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。